

3 前項の予防接種の対象者を制限する必要があると認められるときであつて、現に日本で疾病が発生し、又は発生することが確実であると認められるときに、厚生労働大臣が法第六条第二項の規定により都道府県知事に予防接種を行うよう指示する場合は、前項に規定する者及び当該疾病の病毒によつて汚染された物又は当該疾病にかかっている者(疑似症を呈している者を含む。)に接触したと認められる者を対象として予防接種を行うよう指示するものとする。

(昭二八政二八三・追加、昭五一政一五九・旧第一条線下・一部改正、昭五二政一七・平六政二六六・平一一政三九三・平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第二条線下、平一五政四六〇・一部改正)

(予防接種を行う医師)

第四条 市町村長又は都道府県知事は、法第三条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による予防接種を、当該市町村長又は都道府県知事の要請に応じて予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うときは、当該予防接種を行う医師について、その氏名及び予防接種を行う主たる場所を公告するものとする。ただし、専ら市町村長又は都道府県知事が自ら設ける場所において実施する予防接種を行う医師については、この限りでない。

2 市町村長又は都道府県知事は、前項の規定により公告した事項に変更があつたとき、又は同項の医師の承諾が撤回されたときは、速やかにその旨を公告しなければならない。

(平一一政三九三・追加、平一三政三四七・旧第二条の二線下)

(予防接種の公告)

第五条 市町村長又は都道府県知事は、法第三条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による予防接種を行う場合には、予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲、予防接種を行う期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たつて注意すべき事項その他必要な事項を公告しなければならない。

(平一一政三九三・追加、平一三政三四七・旧第二条の三線下)

(対象者等への周知)

第六条 市町村長は、法第三条第一項の規定による予防接種を行う場合には、前条の規定による公告を行うほか、当該予防接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たつて注意すべき事項その他必要な事項を周知しなければならない。

(平一一政三九三・追加、平一三政三四七・旧第二条の四線下)

(市町村長の報告)

第七条 市町村長は、予防接種を行つたときは、予防接種を受けた者の数を、厚生労働省令で定めるところにより、保健所長(特別区及び地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の長にあつては都道府県知事)に報告しなければならない。

(平一一政三九三・追加、平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第二条の五線下)

(予防接種による健康被害の救済に関する措置)

第八条 法第十一条第一項の規定による給付に関して必要な事項は、予防接種が一類疾病又は二類疾病からの社会の防衛に資するものであること及び予防接種を受けたことによる疾病が医学上の特性を有するものであることにかんがみ、経済的社会的諸事情の変動及び医学の進歩に即応するよう定められるものとする。

(昭五二政一七・追加、平六政二六六・一部改正、平一三政三四七・旧第三条線下・一部改正)

(審議会等で政令で定めるもの)

第九条 法第十一条第二項の審議会等で政令で定めるものは、疾病・障害認定審査会とする。

(平一二政三〇九・追加、平一三政三四七・旧第三条の二線下)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療費)

第十条 法第十二条第一項第一号の規定による医療費の額は、次に掲げる医療に要した費用の額を限度とする。ただし、予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者が、当該疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)(以下この条において「社会保険各法」という。)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)若しくは介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団

体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。)を限度とする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

2. 前項の医療に要した費用の額は、厚生労働大臣の定める算定方法により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(昭五二政一七・追加、昭五三政一八五・昭五八政六・昭五九政三五・昭五九政二六八・平六政二八二・平九政八四・平一一政二六二・平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第四条線下・一部改正)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療手当)

第十一条 法第十二条第一項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療(同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。)を受けた日数が三日以上の場合 三万五千九百円
- 二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 三万三千九百円
- 三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 三万五千九百円
- 四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 三万三千九百円

2. 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療を受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万五千九百円とする。

(昭五二政一七・追加、昭五二政二四一・昭五三政二九六・昭五四政二二三・昭五五政二〇三・昭五六政二六三・昭五七政二三〇・昭六〇政一・昭六〇政一八八・昭六一政一七三・昭六二政一九〇・昭六三政一五七・平元政三四〇・平二政四八・平三政六〇・平四政一二〇・平五政一三二・平六政一六八・平六政二六六・平六政二八二・平七政八四・平一〇政一三六・平一一政五一・一部改正、平一三政三四七・旧第五条線下・一部改正、平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改正)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金)

第十二条 法第十二条第一項第二号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

2. 法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、別表第一に定める一級の障害の状態にある者(以下「一級障害児」という。)を養育する者に支給する場合は百五十三万六千円とし、同表に定める二級の障害の状態にある者(以下「二級障害児」という。)を養育する者に支給する場合は百二十二万八千八百円とする。

3. 前項の規定による障害児養育年金の額は、別表第一に定める障害の状態にある十八歳未満の者(以下「障害児」という。)であつて児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)にいう重症心身障害児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに收容されていないものを養育する者に支給する場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4. 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十三万九千六百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十五万九千八百円とする。

5. 障害児について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)の規定により特別児童扶養手当又は障害児福祉手当が支給されるときは、法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害児養育年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当又は障害児福祉手当の額を控除して得た額とする。

(昭五二政一七・追加、昭五二政二四一・昭五三政二九六・昭五四政二二三・昭五五政二〇三・昭五五政三〇二・昭五六政二六三・昭五七政二三〇・昭五七政二三六・昭六〇政一・昭六〇政一八八・昭六〇政三二三・昭六一政一七三・昭六二政一九〇・昭六三政一五七・平元政三四〇・平二政四八・平三政六〇・平四政一二〇・平五政一三二・平六政一六八・平六政二六六・平七政八四・平八政一三七・平九政一三五・平一〇政一三六・平一一政五一・平一二政一〇七・平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第六条線下・一部改正、平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改

正)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金)

第十三条 法第十二条第一項第三号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第二に定めるとおりとする。

2 法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第二に定める一級の障害の状態にある者(以下「一級障害者」という。)に支給する場合 四百九十一万千六百元

二 別表第二に定める二級の障害の状態にある者(以下「二級障害者」という。)に支給する場合 三百九十二万八千八百元

三 別表第二に定める三級の障害の状態にある者に支給する場合 二百九十四万六千円

3 前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう重症心身障害児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに收容されていないものに支給する場合は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十三万九千六百元とし、二級障害者に支給する場合は五十五万九千八百元とする。

5 法第十二条第一項第三号の規定による障害年金を受ける者について、予防接種を受けたことによる障害に関し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定により特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給されるとき、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定により福祉手当が支給されるとき、又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第三十条の四の規定による障害基礎年金が支給されるときは、同号の規定による障害年金の額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の規定により算定した額から同号の規定による障害年金の支給期間中の各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当、福祉手当の額又は障害基礎年金の額の百分の四十に相当する額を控除して得た額とする。

(昭五二政一七・追加、昭五二政二四一・昭五三政二九六・昭五四政二二三・昭五五政二〇三・昭五六政二六三・昭五七政二三〇・昭五七政二三六・昭六〇政一・昭六〇政一八八・昭六〇政三二三・昭六一政五三・昭六一政一七三・昭六二政一九〇・昭六三政一五七・平元政三四〇・平二政四八・平三政六〇・平四政一二〇・平五政一三二・平六政一六八・平六政二六六・平七政八四・平八政一三七・平九政一三五・平一〇政一三六・平一一政五一・平一二政一〇七・平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第七条繰下・一部改正、平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改正)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給期間等)

第十四条 法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金又は同項第三号の規定による障害年金(以下「一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付」という。)の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(昭五二政一七・追加、平一三政三四七・旧第八条繰下・一部改正)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の額の変更)

第十五条 障害児又は法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があつたため、新たに別表第一又は別表第二に定める他の等級に該当することとなつた場合においては、新たに該当するに至つた等級に応ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。

(昭五二政一七・追加、昭五七政二三六・一部改正、平一三政三四七・旧第九条繰下・一部改正)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付に係る診断及び報告)

第十六条 市町村長は、一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給に関し特に必要があると認めるときは、一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者に対して、医師の診断を受けるべきこと若しくはその養育する障害児について医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は必要な報告を求めることができる。

2 一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなくて前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、一類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。

(昭五二政一七・追加、平一三政三四七・旧第十条繰下・一部改正)

(死亡一時金)

第十七条 法第十二条第一項第四号の政令で定める遺族は、配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者以外の者にあつては、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。

- 2 死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。
- 3 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡前にその者の死亡によつて死亡一時金を受けることができる先順位又は同順位となるべき者を故意に死亡させた者及び死亡一時金を受けることができる先順位又は同順位の者を故意に死亡させた者は、死亡一時金を受けることができる遺族としない。
- 4 死亡一時金の額は、四千三百万円とする。ただし、予防接種を受けたことにより死亡した者が法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、四千三百万円に次の表の上欄に掲げる法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けた期間の区分に応じて同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けた期間	率
一年未満	〇・九八
一年以上三年未満	〇・八九
三年以上五年未満	〇・七八
五年以上七年未満	〇・六七
七年以上九年未満	〇・五六
九年以上十一年未満	〇・四四
十一年以上十三年未満	〇・三三
十三年以上十五年未満	〇・二二
十五年以上十七年未満	〇・一〇
十七年以上	〇・〇五

5 死亡一時金を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の死亡一時金の額は、前項の額をその人数で除して得た額とする。

(昭五二政一七・追加、昭五七政二三〇・昭六〇政一八八・昭六三政一五七・平元政三四〇・平二政四八・平三政六〇・平四政一二〇・平五政一三二・平六政一六八・平六政二六六・平七政八四・平一〇政一三六・平一一政五一・一部改正、平一三政三四七・旧第十一条繰下・一部改正、平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改正)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る葬祭料)

第十八条 法第十二条第一項第五号の規定による葬祭料の額は、十九万三千円とする。

(昭五二政一七・追加、昭五二政二四一・昭五三政二九六・昭五四政二二三・昭五五政二〇三・昭五六政二六三・昭五八政一八九・昭六〇政一八八・昭六二政一九〇・平元政三四〇・平二政四八・平四政一二〇・平五政一三二・平六政一六八・平八政一三七・平九政一三五・平一〇政一三六・平一一政五一・平一二政一〇七・一部改正、平一三政三四七・旧第十二条繰下・一部改正、平一四政一四七・平一六政一五〇・一部改正)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る医療費)

第十九条 法第十二条第二項第一号の政令で定める程度の医療は、病院又は診療所への入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療とする。

- 2 法第十二条第二項第一号の規定による医療費の支給の請求は、当該医療費の支給の対象となる費用の支払が行われた時から二年を経過したときは、することができない。
- 3 第十条の規定は、法第十二条第二項第一号の規定による医療費の額について準用する。

(平一三政三四七・追加)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る医療手当)

第二十条 法第十二条第二項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、第十一条に規定する金額とする。

- 2 法第十二条第二項第一号の規定による医療手当の支給の請求は、その請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から二年を経過したときは、することができない。

(平一三政三四七・追加)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金)

第二十一条 法第十二条第二項第三号の政令で定める程度の障害の状態は、別表第二(三級の項を除く。)に定めるとおりとする。

2 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第二に定める一級の障害の状態にある者 二百七十二万八千八百円

二 別表第二に定める二級の障害の状態にある者 二百十八万二千八百円

(平一三政三四七・追加、平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改正)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金の額の変更)

第二十二条 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があつたため、新たに別表第二に定める他の等級(三級を除く。)に該当することとなつた場合においては、新たに該当するに至つた等級に応ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。

(平一三政三四七・追加)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金の給付に係る診断及び報告)

第二十三条 第十六条の規定は、法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の給付に係る診断及び報告について準用する。

(平一三政三四七・追加)

(遺族年金)

第二十四条 法第十二条第二項第四号の政令で定める遺族年金を受けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとする。

2 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族年金を受けることができる遺族の順位は、第一項に規定する順序による。

4 遺族年金は、十年を限度として支給するものとする。ただし、予防接種を受けたことにより死亡した者が当該予防接種を受けたことによる障害について法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の支給を受けたことがある場合には、十年からその支給を受けた期間(その期間が七年を超えるときは、七年とする。)を控除して得た期間を限度として支給するものとする。

5 遺族年金の額は、二百三十八万六千八百円とする。

6 遺族年金を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族年金の額は、前項の額をその人数で除して得た額とする。

7 遺族年金を受けることができる同順位の遺族の数に増減を生じたときは、遺族年金の額を改定する。

8 遺族年金を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が遺族年金を請求することができる。遺族年金を受けることができる先順位者の死亡により遺族年金が支給されないこととなつた場合において、同順位者がなくて後順位者があるときも、同様とする。

9 遺族年金の支給の請求は、予防接種を受けたことにより死亡した者の当該予防接種を受けたことによる疾病又は障害について法第十二条第二項第一号の規定による医療費若しくは医療手当又は同項第三号の規定による障害年金の支給の決定があつた場合には、その死亡の時から二年、それ以外の場合には、その死亡の時から五年を経過したとき(前項後段の規定による請求により支給する遺族年金にあつては、遺族年金を受けることができる先順位者の死亡の時から二年を経過したとき)は、することができない。

(平一三政三四七・追加、平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改正)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金等の支給期間等)

第二十五条 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金又は同項第四号の規定による遺族年金(次項において「障害年金等」と総称する。)の支給は、その請求があつた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 第十四条第二項の規定は、障害年金等の支払期月について準用する。

(平一三政三四七・追加)

(遺族一時金)

第二十六条 法第十二条第二項第四号の政令で定める遺族一時金を受けることができる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、配偶者以外の者にあつては、予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。

2 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。

- 3 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族(当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当時胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。)がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百十六万四百万円
  - 二 遺族年金を受けていた者が死亡した場合において、他に遺族年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡により支給された遺族年金の額の合計額が前号に定める額に満たないとき 同号に定める額から当該予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡により支給された遺族年金の額の合計額を控除した額
- 4 第三項第二号の規定による遺族一時金の支給の請求は、遺族年金を受けていた者が死亡した時から二年を経過したときは、することができない。
- 5 第二十四条第六項及び第九項の規定は、遺族一時金の額及び第三項第一号の規定による遺族一時金の支給の請求について準用する。
- (平一三政三四七・追加、平一五政一四六・平一六政一五〇・一部改正)

(遺族年金等の支給の制限)

第二十七条 第十七条第三項の規定は、遺族年金又は遺族一時金の支給の制限について準用する。

(平一三政三四七・追加)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る葬祭料)

第二十八条 法第十二条第二項第五号の規定による葬祭料の額は、第十八条に規定する金額とする。

2 第二十四条第九項の規定は、法第十二条第二項第五号の規定による葬祭料の支給の請求について準用する。

(平一三政三四七・追加)

(未支給の給付)

第二十九条 給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給していなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつてその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに支給する。

2 未支給の給付を受けることができる者の順位は、前項に規定する順序による。

3 未支給の給付を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(昭五二政一七・追加、平一三政三四七・旧第十三条繰下)

(省令への委任)

第三十条 この政令に定めるもののほか、給付の請求の手續その他給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(昭五二政一七・追加、平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第十四条繰下)

(都道府県の負担)

第三十一条 法第二十二条第一項の規定による都道府県の負担は、各年度において、法第二十一条第一項の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した医師の報酬、薬品、材料その他に要する経費の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とす)から当該年度において現に要した当該費用に係る法第二十四条の規定による徴収金の額(その額が厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額に満たないときは、当該基準によつて算定した額とす)を控除した額について行う。

2 法第二十二条第二項の規定による都道府県の負担は、各年度において、法第二十一条第二項の規定により市町村が支弁する費用について厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とす)について行う。

3 厚生労働大臣は、前二項に規定する基準を定めるに当たつては、あらかじめ、総務大臣及び財務大臣と協議しなければならない。

(昭二八政二八三・旧第一条繰下・一部改正、昭三五政一八五・昭三六政一一三・昭五〇政三七〇・一部改正、昭五一政一五九・旧第二条繰下、昭五二政一七・旧第三条繰下・一部改正、平一二政三〇九・一部改正、平一三政三四七・旧第十五条繰下・一部改正)

(国庫の負担)